

2003 年 5 月 22 日
J A C S E S 石田恭子

紛争国・紛争地域や軍事政権下での 環境社会配慮の特性について

1. 紛争国・紛争地域や軍事政権下における案件および平和への配慮の重要性

紛争国・紛争地域や軍事政権下における政府開発援助については、環境・社会に負の影響を及ぼさないためのセーフガードを慎重に考える必要がある。

また、現行の政府開発援助大綱（平成 4 年 6 月 30 日）の原則である、「軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する」ことはたいへん重要であると考えますが、これをより確実なものとするために、援助の実施の部分が適切に行われる必要がある。

そのためには、

- ・ 紛争国・紛争地域や軍事政権下における案件については、開発援助の公平性、中立性、実効性を確保するために、政治性の影響を考慮し、通常的环境配慮とは異なった特別な配慮が必要となる。（例：ビルマ、バルーチャン第 2 水力発電所改修計画）
- ・ また、開発援助が、被援助地域における紛争および軍事政権の要因および状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮の確保が重要である。

2. JICA 環境・社会配慮ガイドラインでの上記配慮の必要性の明記

以上から、JICA 環境・社会配慮ガイドラインにおいて、上記配慮の重要性を明記することが必要である。

3. 配慮のプロセスの確保

さらに、紛争国・紛争地域や軍事政権下における案件および平和への配慮が必要な案件に関しては、スクリーニングの段階で判断する必要があると考える。

（なお、配慮の必要性が判断されるものに関しては、適切な別プロセス（JPCIA において、上記の配慮に基づくセーフガードの側面を重視した改善等）の検討が必要であると考ええる。）

4. 配慮の実施体制の確保

上記の配慮を行うための十分な実施体制の確保が必要である。